

商品概要説明書改正新旧対照表

新	旧												
<div>商品概要説明書</div> <div>普通貯金</div> <div>(令和9年1月1日現在適用中)</div> <table><tr><td>1～5 省略</td><td></td></tr><tr><td>6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法</td><td><ul style="list-style-type: none">・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。・毎日の最終残高1, 000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）(削除)の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。(削除)・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。</td></tr><tr><td>7～11 省略</td><td></td></tr></table>	1～5 省略		6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。・毎日の最終残高1, 000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）(削除)の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。(削除)・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。	7～11 省略		<div>商品概要説明書</div> <div>普通貯金</div> <div>(令和4年11月29日現在適用中)</div> <table><tr><td>1～5 省略</td><td></td></tr><tr><td>6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法</td><td><ul style="list-style-type: none">・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。・毎日の最終残高1, 000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。</td></tr><tr><td>7～11 省略</td><td></td></tr></table>	1～5 省略		6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。・毎日の最終残高1, 000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。	7～11 省略	
1～5 省略													
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。・毎日の最終残高1, 000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）(削除)の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。(削除)・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。												
7～11 省略													
1～5 省略													
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。・毎日の最終残高1, 000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。												
7～11 省略													
<div>商品概要説明書</div> <div>総合口座</div> <div>(令和9年1月1日現在適用中)</div> <table><tr><td>1～5 省略</td><td></td></tr><tr><td>6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法</td><td><ul style="list-style-type: none">・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。・毎日の最終残高1, 000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。・20.315%（国税15.315%、地方税5%）(削除)の分離課税となります。(削除)・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。</td></tr><tr><td>7～11 省略</td><td></td></tr></table>	1～5 省略		6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。・毎日の最終残高1, 000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。・20.315%（国税15.315%、地方税5%）(削除)の分離課税となります。(削除)・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。	7～11 省略		<div>商品概要説明書</div> <div>総合口座</div> <div>(令和4年11月29日現在適用中)</div> <table><tr><td>1～5 省略</td><td></td></tr><tr><td>6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法</td><td><ul style="list-style-type: none">・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。・毎日の最終残高1, 000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。</td></tr><tr><td>7～11 省略</td><td></td></tr></table>	1～5 省略		6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。・毎日の最終残高1, 000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。	7～11 省略	
1～5 省略													
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。・毎日の最終残高1, 000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。・20.315%（国税15.315%、地方税5%）(削除)の分離課税となります。(削除)・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。												
7～11 省略													
1～5 省略													
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。・毎日の最終残高1, 000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。												
7～11 省略													

商品概要説明書

貯蓄貯金

(令和9年1月1日現在適用中)

1～5 省略	
6. 利 息 (1) 適用金利	・ 10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・ 毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。
(3) 計算方法	・ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4) 税金	・ 20.315%(国税15.315%、地方税5%) (削除) の分離課税となります。
(5) 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～11 省略	

商品概要説明書

通知貯金

(令和9年1月1日現在適用中)

1～5 省略	
6. 利 息 (1) 適用金利	・ 毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・ 解約時に一括して支払います。
(3) 計算方法	・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4) 税金	・ 個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%) (削除) の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。
(5) 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略	

商品概要説明書

貯蓄貯金

(令和4年11月29日現在適用中)

1～5 省略	
6. 利 息 (1) 適用金利	・ 10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・ 毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。
(3) 計算方法	・ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4) 税金	・ 20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※ の分離課税となります。
(5) 金利情報の入手方法	<u>※令和19年12月31日までの適用となります。</u> ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～11 省略	

商品概要説明書

通知貯金

(令和2年4月1日現在適用中)

1～5 省略	
6. 利 息 (1) 適用金利	・ 毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・ 解約時に一括して支払います。
(3) 計算方法	・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4) 税金	・ 個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※ の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。
(5) 金利情報の入手方法	<u>※令和19年12月31日までの適用となります。</u> ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略	

商品概要説明書 スーパー定期貯金（単利型） <div>(令和9年1月1日現在適用中)</div>		商品概要説明書 スーパー定期貯金（単利型） <div>(令和6年10月1日現在適用中)</div>	
1～5 省略		1～5 省略	
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70％。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 <ul style="list-style-type: none">・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。・個人のお客さまは20.315％（国税15.315％、地方税5％）(削除)の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。(削除)・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。	6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70％。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 <ul style="list-style-type: none">・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。・個人のお客さまは20.315％（国税15.315％、地方税5％）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略		7～12 省略	
商品概要説明書 スーパー定期貯金（複利型） <div>(令和9年1月1日現在適用中)</div>		商品概要説明書 スーパー定期貯金（複利型） <div>(令和6年10月1日現在適用中)</div>	
1～5 省略		1～5 省略	
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。・満期日以後に一括して支払います。・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6ヵ月ごとの複利計算をします。・20.315％（国税15.315％、地方税5％）(削除)の分離課税となります。(削除)・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。	6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。・満期日以後に一括して支払います。・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6ヵ月ごとの複利計算をします。・20.315％（国税15.315％、地方税5％）※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略		7～12 省略	

商品概要説明書 大口定期貯金 <div>(令和9年1月1日現在適用中)</div>		商品概要説明書 大口定期貯金 <div>(令和7年1月1日現在適用中)</div>	
1～5 省略		1～5 省略	
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70％。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 <ul style="list-style-type: none">・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。・個人のお客さまは20.315％（国税15.315％、地方税5％）(削除)の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。(削除)・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。	6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70％。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 <ul style="list-style-type: none">・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。・個人のお客さまは20.315％（国税15.315％、地方税5％）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略		7～12 省略	
商品概要説明書 期日指定定期貯金 <div>(令和9年1月1日現在適用中)</div>		商品概要説明書 期日指定定期貯金 <div>(令和6年10月1日現在適用中)</div>	
1～5 省略		1～5 省略	
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。・満期日に一括して支払います。・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で1年ごとの複利計算をします。・20.315％（国税15.315％、地方税5％）(削除)の分離課税となります。(削除)・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。	6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。・満期日に一括して支払います。・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で1年ごとの複利計算をします。・20.315％（国税15.315％、地方税5％）※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略		7～12 省略	

商品概要説明書

変動金利定期貯金（単利型）

（令和9年1月1日現在適用中）

1～5 省略	
6. 利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・預入後6ヵ月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から6ヵ月ごとに、当会が預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70％。小数点第4位以下切捨て）により計算します。・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。・個人のお客さまは20.315％（国税15.315％、地方税5％）（削除）の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。（削除）・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略	

商品概要説明書

変動金利定期貯金（複利型）

（令和9年1月1日現在適用中）

1～5 省略	
6. 利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・預入後6ヵ月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から6ヵ月ごとに、当会が預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。・満期日以後に一括して支払います。・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6ヵ月ごとの複利計算をします。・20.315％（国税15.315％、地方税5％）（削除）の分離課税となります。（削除）・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略	

商品概要説明書

変動金利定期貯金（単利型）

（令和6年10月1日現在適用中）

1～5 省略	
6. 利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・預入後6ヵ月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から6ヵ月ごとに、当会が預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70％。小数点第4位以下切捨て）により計算します。・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。・個人のお客さまは20.315％（国税15.315％、地方税5％）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略	

商品概要説明書

変動金利定期貯金（複利型）

（令和6年10月1日現在適用中）

1～5 省略	
6. 利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・預入後6ヵ月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から6ヵ月ごとに、当会が預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。・満期日以後に一括して支払います。・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6ヵ月ごとの複利計算をします。・20.315％（国税15.315％、地方税5％）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略	

商品概要説明書

積立式定期貯金（エンドレス型）

（令和9年1月1日現在適用中）

1～5 省略	
6. 利 息 （1）適用金利 （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。・払戻時に一括して支払います。・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。・20.315%（国税15.315%、地方税5%）（削除）の分離課税となります。（削除）・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略	

商品概要説明書

積立式定期貯金（満期型）

（令和9年1月1日現在適用中）

1～5 省略	
6. 利 息 （1）適用金利 （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金（単利型）の約定利率を適用します。・なお、満期日前1年ごとの応当日を「特定日」として、当該特定日においてすでに預入れされている期日指定定期貯金をとりまとめる場合には、当該特定日における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。・満期日以後に一括して支払います。・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金（単利型）の計算方法を適用します。・20.315%（国税15.315%、地方税5%）（削除）の分離課税となります。（削除）・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略	

商品概要説明書

積立式定期貯金（エンドレス型）

（令和2年4月1日現在適用中）

1～5 省略	
6. 利 息 （1）適用金利 （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。・払戻時に一括して支払います。・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略	

商品概要説明書

積立式定期貯金（満期型）

（令和2年4月1日現在適用中）

1～5 省略	
6. 利 息 （1）適用金利 （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金（単利型）の約定利率を適用します。・なお、満期日前1年ごとの応当日を「特定日」として、当該特定日においてすでに預入れされている期日指定定期貯金をとりまとめる場合には、当該特定日における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。・満期日以後に一括して支払います。・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金（単利型）の計算方法を適用します。・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～11 省略	

商品概要説明書

定期積金（目標式）

（令和9年1月1日現在適用中）

1～5 省略	
6. 給付補填金 （1）適用利回り （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。・満期日以後に一括して支払います。・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%） （削除）の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 （削除）・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略	

商品概要説明書

定期積金（定額式）

（令和9年1月1日現在適用中）

1～5 省略	
6. 給付補填金 （1）適用利回り （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。・満期日以後に一括して支払います。・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%） （削除）の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 （削除）・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略	

商品概要説明書

定期積金（目標式）

（令和6年10月1日現在適用中）

1～5 省略	
6. 給付補填備金 （1）適用金利 （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。・満期日以後に一括して支払います。・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%） ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略	

商品概要説明書

定期積金（定額式）

（令和6年10月1日現在適用中）

1～5 省略	
6. 給付補填金 （1）適用利回り （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。・満期日以後に一括して支払います。・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%） ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7～12 省略	

商品概要説明書
譲渡性貯金（NCD）

（令和9年1月1日現在適用中）

1～5 省略	
6. 利 息 （1）適用金利	・ 預入時の利率を満期日まで適用します。
（2）利払頻度	・ 中間利払利率は預入時の約定利率を適用します。
（3）計算方法	・ 預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。
（4）税金	・ 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の 応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期 日以後に分割して支払います。
（5）金利情報の入 手方法	・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
7～12 省略	・ 中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その 中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。

商品概要説明書
譲渡性貯金（NCD）

（令和2年4月1日現在適用中）

1～5 省略	
6. 利 息 （1）適用金利	・ 預入時の利率を満期日まで適用します。
（2）利払頻度	・ 中間利払利率は預入時の約定利率を適用します。
（3）計算方法	・ 預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。
（4）税金	・ 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の 応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期 日以後に分割して支払います。
（5）金利情報の入 手方法	・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
7～12 省略	・ 中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その 中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。

<div>商品概要説明書</div> <div>こども NISA 貯金</div> <div>(令和 9 年 1 月 1 日現在適用中)</div>		(追加)
1. 商 品 名	・ こども NISA 貯金	
2. ご利用いただける方	・ その年 1 月 1 日において 18 歳未満であり、こども NISA 口座を開設する個人のみ ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき 1 口座です。専用口座を開設した場合、他の金融機関で専用口座の開設はできません。	
3. 期 間	・ 成人 NISA への移行後（その年 1 月 1 日において 18 歳となる年以降）に口座名義人の申し出により解約いたします。	
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入れできます。 ・ 窓口での現金によるご入金または、当会の未成年者本人名義の口座からの振替に限定した取扱いとなります。なお、ATM での入金はできません。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位	
5. 払戻方法	・ 本口座は、こども NISA 口座への資金拠出専用口座であり、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」に基づき、本口座からこども NISA 口座に振替入金されます。 ・ 口座名義人がその年の 3 月 31 日時点で 18 歳となる年の前年 12 月 31 日までは、こども NISA 口座への振替入金以外の払戻しはできません。 ・ ただし、災害等やむを得ない事由に該当した場合、および口座名義人がその年の 3 月 31 日時点で 12 歳である年以後、教育費または生活費の支払に充てる場合は、現金または当会に開設された未成年者本人名義の口座への入金によりお支払いいたします。	
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・ 毎年 2 月と 8 月の当会所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高 1, 0 0 0 円以上について付利単位を 1 0 0 円として 1 年を 3 6 5 日とする日割計算をします。 ・ 2 0 . 3 1 5 %（国税 1 5 . 3 1 5 %、地方税 5 %）の分離課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。	
7. 手 数 料	・ 一定の期間利用がない場合には、貯金規定の普通貯金にかかる未利用口座管理手数料をいただきます。	
8. 付加できる特約事項	・ 個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 3 月 31 日時点で 18 歳となる年の前年 12 月 31 日までの期間、要件に該当しない払戻しが生じた場合、こども NISA で過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について遡及課税され、こども NISA 貯金口座は解約となります。 ※災害等やむを得ない事由の場合も、こども NISA 貯金口座は解約となりますが、非課税で全額払戻しされます。	

<p>9. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 <u>この貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)</u>と合わせ、元本1, 000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>	<p>(追加)</p>
<p>10. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につ <u>きましては、当会管理部リスク審査課(電話：0 7 7 6－2 7</u> <u>－8 2 3 4)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦</u> <u>情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、</u> <u>苦情等の解決を図ります。</u> 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次 <u>の機関を利用できます。上記当会管理部リスク審査課または</u> <u>J Aバンク相談所にお申し出ください。</u> <u>なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも</u> <u>可能です。</u> <u>福井弁護士会(電話：0 7 7 6－2 3－5 2 5 5)</u> <u>京都弁護士会(電話：0 7 5－2 3 1－2 3 7 8)</u> <u>愛知県弁護士会(電話：0 5 2－2 0 3－1 7 7 7)</u></p>	
<p>11. その他参考と なる事項</p>	<p>・<u>こども NISA 貯金は、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課</u> <u>税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」で定められた</u> <u>事項に基づき、預入方法、払戻方法に記載の入出金制限がかかります。当</u> <u>該約款と当会の普通貯金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、</u> <u>当該約款が優先するものとし、それ以外の場合については、当該約款の目</u> <u>的を害しない限度で普通貯金規定を適用するものとします。</u> ・<u>口座名義人がその年の3月31日時点で18歳となる年の1月1日からこど</u> <u>も NISA 貯金の出金制限は解除されます。</u> ・<u>成人 NISA に移行後、当会窓口にご来店いただいた際に、解約のご案内を</u> <u>させていただきます。</u> ・<u>キャッシュカードの発行はできません。また、インターネットバンキン</u> <u>グ、総合口座による当座貸越、通帳レス口座サービスの利用もできませ</u> <u>ん。</u> ・<u>給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いはできませ</u> <u>ん。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。</u> ・<u>通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月1</u> <u>0日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記</u> <u>帳させていただきます。</u></p>	
	<p>・<u>ご不明な点は、当会窓口までお気軽にお問い合わせください。</u></p>	

付 則 この商品概要説明書は、令和9年1月1日から実施する。